

令和7年度 骨密度検査補助要綱

第1 趣旨

組合は、女性の被保険者及び女性の被扶養者の疾病予防を図るため、この要綱によって骨密度検査を実施し、助成を行う。

第2 検査の対象者

検査日に当組合の資格があり、かつ以下の条件に該当する者。
令和7年度に30歳、35歳、40歳、45歳及び50歳以上となる女性の被保険者及び女性の被扶養者。

第3 検査の実施期間

検査は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施する。

第4 検査の方法

検査方法は、DEXA法での実施を推奨する。
ただし、超音波法やMD法またはCT法による検査でも可とする。

第5 検査の助成金額

組合は、検査等の費用を3,000円を限度に年度内1回まで助成する。
また、実費額が組合の定める限度額を下回る場合は、その実費額を助成する。
ただし、健康保険（治療等）で実施した検査は対象外とする。

第6 検査の実施医療機関

検査の実施医療機関は問わない。
ただし、検査費用は実施医療機関の窓口で全額支払うものとする。

第7 検査の申し込み

検査の申し込みは、個人が直接、医療機関へ申し込みを行う。

第8 補助金の申請方法と申請期限

原則として実施した月の翌月末までに、当組合指定の健康ポータルサイト・「MY HEALTH WEB」（以下、「マイヘルスウェブ」という）に設置する申請ページより組合へ申請する。申請には、検査を実施した医療機関が発行した領収書を画像データ化し添付する。

また、令和7年度中に実施した検査の補助金申請は、令和8年4月6日を最終申請期限とする。

第9 検査等の助成金の交付

組合は、第8により申請された内容を審査し、検査の助成金を申請者に交付し通知（様式第2号）する。

第10 その他

- 1 マイヘルスウェブを利用する際には、事前に初回登録が必要となる。
初回登録方法は、当組合ホームページに掲載する。
- 2 事業主は、この要綱を被保険者に周知するとともに、測定後、受検者は、適切な指導や治療を受け、発症の予防に努めることとする。